

## 第 89 類 船舶及び浮き構造物

### 注

- 1 船体及び未完成の船舶（組み立ててあるかないか又は分解してあるかないかを問わない。）並びに完成船舶の組み立ててないもの及び分解してあるものは、特定の船舶の重要な特性を有しないときは、第 89.06 項に属する。